**校長　竹内　功**

**令和３年度　学校経営計画及び学校評価**

１　めざす学校像

|  |
| --- |
| 一人ひとりの笑顔が輝く和泉支援学校～わかり合う、支え合う、育ち合う～１　安全・安心・清潔で、児童生徒が学習活動に専念できる学校２　基礎的な体力、知識、技能およびコミュニケーション力を身につけ、共生社会の中をたくましく生き抜く力を養う学校３　特別支援教育の「専門性」を蓄積・継承・発展させ、校内外に貢献する学校 |

２　中期的目標

|  |
| --- |
| １　特別支援教育のセンター的機能の強化インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のセンター的機能を一本化し強化を図る。【担当：首席、地域連携部、教務部、研究部、支援部、ICT教育推進部】　（１）地域の学校と交流及び共同学習を推進する。また保護者ニーズを踏まえ居住地校交流を充実させる。　（２）関係機関（教育、医療、福祉、労働等）と連携・協力して地域のインクルーシブ教育システムを推進する。　２　障がい特性や発達状況に応じた教育の充実教員の専門性を向上させ、教材教具の工夫・活用の促進を図り、児童生徒一人ひとりの障がいの特性や発達状況に応じた教育を実践する。【担当：首席、総務部、研究部、支援部、ICT教育推進部】　（１）個別の教育支援計画、個別の指導計画の様式を活用しやすいものにし、実効性をより向上させる。　（２）児童生徒に対する視覚的支援の活用や構造化などを定着させるため、外部専門家の巡回による実践的研修を実施するとともに大学と連携をした研究を一層推進する。　　　　※地域の幼稚園・保育園・認定こども園、小中学校への支援の在り方を請負型から推進型にし、地域の学校が自らユニバーサルデザインの授業を確立できるように支援に努める。　（３）児童・生徒が「確かな学力」をつけるため各教員の一層の授業力向上を図る。　（４）一人１台タブレット端末の導入に向け、ICT教育を一層推進し、学校教育自己診断の肯定的評価85%以上をめざす。３　生きる力の育成自立心と規範意識を養い、社会参加に向けた生きる力の育成を図る。　　　　　　　【担当：首席、進路指導部、教務部、生活指導部、通学指導部】　（１）個々の生徒の希望と状況に基づく進路保障に向け、職場等の新規開拓１社以上を確保する。また高等支援学校も含めた進路先の情報提供を小学部から行う。　（２）平成25年度に作成した和泉支援版キャリアプランニングマトリックスを活用した小学部～中学部～高等部の一貫した指導を徹底する。　（３）児童生徒の「生きる力」を育成するため、自主的な取り組みを推進する。　　　　※児童会・生徒会活動を通して自立心・自尊意識や公共心を高める。４　安全安心な学校づくりの推進　　　　　　　　　　　　　　　　　　【担当：首席、行事推進部、健康・安全部、防災対策部、生活指導部、通学指導部】（１）新型コロナウイルス感染症対策を学校生活のあらゆる面で徹底する。（２）防犯・防災計画及び危機管理マニュアルを毎年検証し、安全で安心な学校づくりを推進する。（作成したマニュアルは、HPに掲載する）（３）防災対策部（仮称）を新設し、災害に強い人的な体制を構築し、計画的な機器や物品の整備を進めていく。　（４）健康教育（食育を含む）を推進する。　（５）子どもの人権保護（いじめ・個人情報保護・体罰禁止等）の取り組みを徹底する。（６）教職員が心身ともに健やかに働くことができる環境づくりを進める。 |

【学校教育自己診断の結果と分析・学校運営協議会からの意見】

|  |  |
| --- | --- |
| 学校教育自己診断の結果と分析［令和　年　月実施分］ | 学校運営協議会からの意見 |
|  |  |

３　本年度の取組内容及び自己評価

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 中期的目標 | 今年度の重点目標 | 具体的な取組計画・内容(新規は黄色) | 評価指標【R２年度値】 | 自己評価 |
| １ 特別支援教育のセンター的機能の強化 | １地域の学校と交流及び共同学習の推進２地域や関係機関の連携強化３地域の高校への支援の一層の充実 | １ 地域の小・中学校と交流及び共同学習の内容の充実をすすめる(地域の学校教員が主体的に取り組むことができるような支援を重点とする)。２-１ 地域のインクルーシブ教育を推進する。地域や関係機関との連携を強め、それぞれの立場で主体的にインクルーシブ教育システムの構築を推進できるような体制づくりを進める。２-２ 地元自治会との連携強化を図る。　　学校周辺の清掃活動を行い、地域美化に協力する。２-３ 医療・福祉との連携を強化を図る。３ これまで培った地域支援のノウハウを活用し、地域の高校への支援を推進する。 | １ 小学部は、交流学習（直接交流および間接的交流を含む）を20回以上実施し、交流校教員が主担を持つ授業を４回以上実施する。【間接的交流19回実施】中学部は、交流学習（直接交流および間接的交流を含む）を14回以上実施し、内、交流校主導の打ち合わせ会議を５回以上実施する。【間接的交流13回、打ち合わせ会議４回実施】２-１ 校区内（泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町）教育委員会と「インクルーシブ教育システム推進会議」（ワーキンググループ会議）を年１回以上開催し居住地校交流、交流及び共同学習の促進を図る。【居住地校交流推進会議３市１町ごと１回、合計４回】２-２ 運動会、学習発表会等の学校行事やバザー等のPTA行事のポスターを地域の掲示板に掲示してもらう。月１回、校内または校外の清掃活動を実施する。２-３ 主治医訪問やケース会議を実施する。学校教育自己診断他機関との連携の肯定的評価67%以上をめざす。３ 高校の生徒の実態把握・支援を目的とした研修及び連携会議を３回以上実施する。【４回】 |  |
| ２　障がい特性や発達状況に応じた教育の充実 | １個別の教育支援計画及び個別の指導計画の有効活用２視覚的支援の活用や構造化の定着３一層の授業力向上 | １-１ 合理的配慮を明記した「個別の教育支援計画」について、教員全員の意識を高めるとともに、書き方の効率化をはかる。１-２ 自立活動について、特に高等部での実態把握から目標設定のスキルをあげる。２-１ 外部専門家による研修を実施し、児童生徒の障がい特性の実態に即した教育実践を一層推進する。２-２ 校内ユニバーサルデザイン推進実行委員会を立ち上げ、PTAと連携しながら、ユニバーサルデザイン化を推進する。３-１ 教員の授業力向上のため、各部で授業を互いに見学したうえ授業研究会を積極的に行う。３-２ ICTを活用した授業を推進するため、校内外で実践を通じた研修を行うとともに機器を計画的に整備する。３-３ 授業シラバスを作成し、授業に活用を図る。３-４ 教育課程検討委員会を改組改名し「カリキュラムデザイン委員会」とし、小・中・高12年間一貫性あるシラバスの完成をめざす。 | １-１ 「個別の教育支援計画」への合理的配慮の明記について理解を深める事例検討会及び演習型研修を各学部１回以上実施する。学校自己診断で肯定的評価95%以上の獲得。【97％】１-２ 自立活動の目標設定を広範的に捉えられるよう、実態把握スキルの向上をめざし、学年会等で講習会を１回以上実施する。【各学部１回】２-１ 事例検討会及び研修会を年３回以上実施する。【２回】２-２ 教室表示やトイレ等の表示を全校統一化する。また、ピクトグラムを取り入れた特別教室等への案内板に加え、教室表示を刷新し、誰にとってもわかりやすい校内環境作りに取り組む。学校自己診断で肯定的評価75％の獲得。【71%】３-１ 大阪府教育センターのパッケージ研修支援を活用し、「主体的・対話的で深い学び」をテーマとした公開授業・授業研究会を各学部１回以上実施し、授業力向上に向けて相互で高めあう体制作りを行う。【公開授業１回】３-２ 大阪府教育センターの調査研究事業を活用し、１人１台端末の導入に向けて、ICTを活用した校内実践研修会を年３回実施する。【３回】機器の整備に向けて、校内の大型掲示装置の使用状況やICT機器の活用について現状と希望のアンケートを12月頃までに実施する。３-３各学部で作成したシラバスを活用し、授業を行う。学習指導案にシラバスの項目を追記するなどして活用を図る。それについての部研修を１回以上行い、検証する。３-４ 教務部を中心に、教科ごとに、学部・学年間の連続性を、教科等の観点からシラバスを８月末頃までに見直す。コロナ禍およびその他感染症に対応し、児童生徒の学習保障ができる柔軟なカリキュラムの構築を検討する。 |  |
| ３　生きる力の育成 | １卒業後を見据え、個々の児童生徒に合わせた進路指導の充実２児童・生徒が主体性をもって活躍し、自尊心を育てる | １-１ 職場実習先、就職先の新規開拓を進め、就職希望生徒全員の就労をめざす。１-２ 平成25年度に作成したキャリアプランニングマトリックスを自立活動の観点を加味して再編成しなおす。１-３ (ア)保護者のニーズを把握し、各教員の進路指導力を向上させるため、ニーズに応じた施設見学会を教員対象、保護者対象それぞれ実施する。(イ)PTAと連携した進路講演会を実施する。１-４ 教員の進路指導の実践力の向上をはかる。２-１ 学習発表会の内容を、児童生徒がより活躍できるよう検討していく２-２ 児童・生徒の健やかな体をはぐくむ取組みの充実を図る。 | １-１ （ア)新規及び既存を含めて、40社以上確保する。　　　　【新規６社を含め45社確保】（イ）福祉事業所合同説明会の実施・定着をする。 （ウ）就労と大阪障害者職業能力開発校進学あわせて、就労希望者70%の就労をめざす。【63%】１-２ 本年度から、キャリアプランニングマトリックスの発達段階別項目を自立活動に活用するため、年３回の部研修を通して、全校で見直しを行う。また、学習指導案に項目を追記するなどして活用の定着を図る。１-３（ア）進路先教員対象見学会を夏季休業中１回以上実施する。また、保護者対象は６か所以上で実施する。【教員対象研修はコロナ禍のため中止。保護者対象は６カ所で実施（10～11月）】（イ）福祉・労働関係者等を講師に迎えての講演会を年１回実施する。PTAの進路係と連携し、進路行事を円滑に実施する。【コロナ禍により中止】１-４ 進路指導部による校内進路研修を年３回開催する。２-１児童生徒の長所を生かした発表となるように、ダンス、歌唱、器楽合奏、体育試技、ボール演技などスタンツ的な要素を取り込み、内容を吟味する。２-２-１ 新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害を踏まえ、「学校いじめ防止基本方針」を10月までに改訂する。２-２-２ 栄養教諭による食育の推進を図るとともに、食育の授業を年１回以上実施する。２-２-３ 警察等関係機関と連携して、正しい知識の普及や啓発のための防犯教室や薬物乱用防止教室を年１回開催する。２-２-４ 性教育に関する指導カリキュラムを８月末頃までに作　　　成し実施する。 |  |
| ４　安全安心な学校づくりの推進 | １防犯・防災等、非常時への備えの推進２　児童生徒の安全安心を守る教育の推進３子どもの人権保護の取組の徹底４　教職員の労働環境の改善（働き方改革） | １-１ （防犯）実践的な防犯訓練を教員向けに実施する。１-２ （防犯）子どもの行方不明対応訓練を教員向けに実施する。また機敏に対処できるよう、分掌内で定期的に机上訓練を行う。１-３ （防災）自然災害等に備えた体制の充実を図るため、防災対策部（仮称）を新設し、災害に備えた危機管理体制を確立する。教職員向け・保護者向けの災害時における安否確認ツールの新規加入・年度更新を適切に行い、そのツールを確認した訓練を実施する。校区の３市１町の防災担当者と連携を図り、地域との協力体制をより強固なものにする。在校生とその家族が安心して地域で避難生活が行えるような環境整備と啓発活動を行う。２-１新型コロナウイルス感染症について長期的な対応を踏まえ、学校における感染及びその拡大のリスクを低減したうえで、児童・生徒の学びを保障する。そのため、「府立学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」をもとに、学習活動、学校行事、部活動その他学校生活の様々な場面（給食や休み時間、清掃時等）における感染症対策を継続しながら教育活動を行う。２-２ アレルギー・給食委員会を設置し、アレルギーに対する安全体制を構築する。食物アレルギー個別の取り組みプランを作成し、喫食指導や給食指導等を安全に行う。２-３ 医療的ケア等のマニュアルを整備し、対象児童生徒へ適確な対応ができるようにする。２-４ 通学バスの安全、利便性を向上させるため、児童生徒の乗車時間や自宅からバス停までの距離を鑑みた運行経路やバス停の設置を行う。２-５ 放課後等デイサービス事業所との連携を図り、下校時に児童・生徒を安全かつ確実に引き渡しが行えるようにする。２-６ 校内遊具および危険個所における事故やけがの予防に必要な対策を講じる。２-７ 児童・生徒にとって安全で快適な教育環境が確保　　されるよう適切な維持管理を図る。３-１ 教職員対象に子どもの人権保護に係わる「いじめ・体罰防止」の実践的な研修を計画・実施する。「めぐみ」を見ての学習指導を実施する。３-２ 個人情報（写真情報）の管理徹底体制の構築し、校外活動での写真撮影について、学校指定の撮影機器の使用を徹底し情報漏洩を防ぐ。１-１ 残業の削減と一斉退庁を設定する。１-２ ストレスチェックの活用と推進を図る。 | １-１ 年１回以上実施する。教員向け学校教育自己診断の危機管理意識の肯定的評価85％以上。【84.7%】１-２ 学校全体で年１回以上実施する。分掌内で年３回実施する。教員向け学校教育自己診断の危機管理意識の肯定的評価85％以上をめざす。【84.7％】１-３ ・大規模地震発生時のみに特化したマニュアルを12月末　　　頃までに作成し、それを踏まえた教職員向けの訓練を実施する。・保護者向けに安否確認ツールの活用訓練を年１回実施し、参加率70％以上をめざす。・３市１町との実際的な体制構築を図るため、合同防災会　議を年１回実施~~し、地域との協力体制をより強固なもの~~~~に~~する。 　・PTAと協力し、備蓄品の点検、更新を行う。２-１-１本校児童・生徒並びに教職員等において感染が確認された際に適切に対応できる体制を構築するとともに、新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、常に対策及び体制について見直しを図る。２-１-２ 健康や衛生管理に係る消耗品や備品の整備充実を図る。２-２-１ 本校で策定した「食物アレルギー対応マニュアル」についての校内研修を１回実施し、全教員に周知徹底を図る。２-２-２ AED・エピペン研修を年１回実施し、教職員の危機管理能力を高める。２-３ 医療的ケア等検討委員会で、新型コロナウイルス感染症対策を念頭に、マニュアルの改訂を行い、全教職員へ周知し、知識と理解を深める。２-４ バス会社との連絡会を年３回開催し、安全で安心な運行について、情報共有を行う。２-５ 放課後等デイサービス事業所との連携会議を年３回以上開催し、校内駐車の手続き・誘導・整備等、送迎に係るルールを徹底する。また、学校教育と事業所内放課後活動との連携について、事業所の校内見学やサービス担当者会議等を通じて、日々の子どもの情報共有等を行う。２-６ 教員による安全点検（月１回）および業者による保守点検（１年に１回以上）実施する。【安全点検月１回、保守点検１回】２-７ 備品等の適正な管理と整理、廃棄を行う。ホームルーム教室のガラス窓および扉に飛散フィルム貼付またはポリカーボネート素材への移行を行う。【小43%、中50%、高25%】３-１-１ SNS等インターネット上の差別やいじめ等防止や体罰・セクハラ防止のためのワークショップを取り入れ、教員一人ひとりが自ら考え解決法を導く力を向上させる研修を年計３回実施する。【３回】３-１-２ いじめ（疑い含む）が発生した場合、被害者保護を第一におきながら、迅速かつ慎重に対応し、解決させる。学校教育自己診断いじめ等の対応項目の肯定的評価74%以上をめざす。３-２ 個人情報保護に関する研修を年１回実施し、個人情報に対するルールの再確認をする。また、校個人情報に関わる事案０件となるよう、教職員の個人情報に関する意識を高める。１-１ 残業削減のため、19:00（休業中は18:00）一斉退庁を設定し、教職員への周知・徹底を行う。また、「ゆとりの日」を課業月に月１回設定し、17:30一斉退庁を実施する。１-２ 教職員自身のストレスを知り、働き方を工夫する動機付けとする。ストレスチェック提出率75%以上をめざす。【73%】 |  |